

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第566号)

平成20年11月28日

横 情 審 答 申 第 566 号

平 成 20 年 11 月 28 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成20年6月27日都経秘第358号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「横浜市組織図（平成19年10月1日現在、都市経営局秘書課部分）、平成19年度職
員事務分担（平成19年6月4日）、平成17年度秘書事務職員研修会開催要領及び平成
18年度秘書事務職員研修会開催要領」の開示決定並びに「平成17年度秘書事務職員研
修会資料及び平成18年度秘書事務職員研修会資料」の非開示決定に対する異議申立て
についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「横浜市組織図（平成19年10月1日現在、都市経営局秘書課部分）、平成19年度職員事務分担（平成19年6月4日）、平成17年度秘書事務職員研修会開催要領及び平成18年度秘書事務職員研修会開催要領」を特定し、開示とした決定は妥当である。

また、横浜市長が、「平成17年度秘書事務職員研修会資料及び平成18年度秘書事務職員研修会資料」を非開示とした決定のうち、別表に掲げる部分を非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「1 都市経営局秘書部秘書課の職務分担表及びその職務内容がわかるすべての文書（19年度分）、2 職員の事務分担表（平成19年度分）、3 秘書課職員が受けた3年間の研修資料のすべて」の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成20年3月25日付で「横浜市組織図（平成19年10月1日現在、都市経営局秘書課部分）」（以下「文書1-1」という。）、「平成19年度職員事務分担（平成19年6月4日）」（以下「文書1-2」という。）及び「平成17年度秘書事務職員研修会開催要領及び平成18年度秘書事務職員研修会開催要領」（以下「文書1-3」という。文書1-1から文書1-3までを総称して、以下「文書1」という。）を特定して行った開示決定並びに「平成17年度秘書事務職員研修会資料及び平成18年度秘書事務職員研修会資料」（以下「文書2」という。文書1及び文書2を総称して、以下「本件申立文書」という。）を非開示とした決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関が本件請求に対し文書1を特定した理由、及び文書2を横浜市に保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第7条第2項第3号に該当するため非開示とした理由は、次のように要約される。

(1) 文書 1 の特定について

開示請求書の記載から、都市経営局秘書部秘書課（以下「秘書課」という。）の職務内容が分かる文書として文書 1 - 1 を特定し、秘書課職員の事務分担を記載した文書として文書 1 - 2 を特定した。なお、これら以外に本件請求の対象行政文書は保有していない。

開示請求書のうち「3 秘書課職員が受けた3年間の研修資料のすべて」について、開示請求書の受付の際に請求者に内容の確認をしたところ、異議申立人（以下「申立人」という。）からは「この研修と言うのは、秘書課の職員としてどうあるべきかの研修だ。」と発言した。これを受けて、秘書課の職務に関連した研修として平成17年度及び平成18年度の秘書事務職員研修会（以下「研修会」という。）がこれに該当すると判断し、文書 1 - 3 を特定した。

(2) 文書 2 の情報公開条例第 7 条第 2 項第 3 号該当性について

文書 2 は、研修事業を行う法人が作成した研修資料であり、レジュメ並びにディスカッション及びロールプレイ用のワークシートで構成され、これを使用して当該法人が研修を実施していることから、文書 2 には当該法人の研修実施に関する様々なノウハウが含まれている。これらノウハウは、研修事業を行う当該法人の経営の根幹にかかわるものであり、開示されることにより、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、文書 2 は本号アに該当し、非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 本件処分の取消しを求める。

(2) 開示決定分について、文書 1 以外の文書があるはずであり、全部開示せよ。

(3) 非開示決定分について、非開示理由に該当しないため、全部開示せよ。

(4) 本件処分の非開示決定通知書や実施機関の処分理由説明書には、文書 2 を非開示とした理由が具体的に記載されていないため、申立人が具体的な意見を主張することができない。文書 2 のどのページのどの部分が研修主催者側の権利を害するののかについて具体的に説明すべきである。また、文書 1 についてもこれ以外の情報の有無についてきちんと説明すべきである。本件処分の処分理由については、実施機関に立証責任がある。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

横浜市における事務分掌については、横浜市事務分掌条例（昭和26年10月横浜市条例第44号）及び横浜市事務分掌規則（昭和27年10月横浜市規則第68号）その他の事務分掌規程によって規定されており、その事務内容に応じて各課等において各職員の担当業務が定められている。また、横浜市では研修等を通じて人材育成が行われており、秘書課では神奈川県市長会（以下「市長会」という。）が主催する研修会に出席していることが認められる。

本件申立文書のうち、文書1-1は、横浜市組織図（平成19年10月1日現在）のうち秘書課の職務内容が記載されたページであり、文書1-2は、秘書課の職員の担当業務を定めた文書であり、文書1-3は秘書課職員が出席した平成17年度及び平成18年度の研修会開催要領である。また、文書2は、平成17年度及び平成18年度の研修会での配付資料である。

(2) 文書1の特定について

ア 実施機関は、開示請求書の記載から文書1-1及び文書1-2を特定し、文書1-3については、申立人に請求内容を確認した際の申立人の発言を踏まえて特定したと主張している。一方、申立人は、文書1以外にも本件請求の対象行政文書があるはずであると主張しているので、実施機関が本件請求に対して文書1を特定したことの妥当性について以下検討する。

イ まず、開示請求書に記載された「1 都市経営局秘書部秘書課の職務分担表及びその職務内容がわかるすべての文書（19年度分）」について、秘書課の職務内容は横浜市事務分掌規則において定められているほか、横浜市組織図にも横浜市事務分掌規則とほぼ同様の記載があることが認められる。また、横浜市事務分掌規則及び横浜市組織図のほかに、秘書課の職務内容が記載された文書が存在すると推認させる事情は認められない。

ウ ところで、情報公開条例第17条第3項は、「この条例の規定は、・・・市の施設において市民の利用に供することを目的として収集し、整理し、又は保存している図書、資料、刊行物等については、適用しない。」と規定しており、本項における「市の施設」には市立図書館、市民情報センター等が含まれると解されている。当審査会で本件請求時における当該箇所の所蔵状況を確認したところ、横浜市の条例・規則を網羅した例規集は所蔵していたが、横浜市組織図（平成19年

10月1日現在)は所蔵していなかったことから、例規集には情報公開条例が適用されず、横浜市組織図(平成19年10月1日現在)には情報公開条例が適用されることとなる。したがって、上記イにある請求に対して、実施機関が秘書課の職務内容が分かる文書として文書1-1を特定したことは妥当であると判断する。

エ 次に、開示請求書に記載された「2 職員の事務分担表(平成19年度分)」について、実施機関が特定した文書1-2には秘書課職員の事務分担が記載されており、このほかに、秘書課職員の事務分担が記載された文書が存在すると推認させる事情は認められない。したがって、実施機関が秘書課職員の事務分担が分かる文書として文書1-2を特定したことは妥当である。

オ 次に、開示請求書に記載された「3 秘書課職員が受けた3年間の研修資料のすべて」について、請求対象となる研修について、実施機関は、秘書課の職員としてどうあるべきかの研修を指すことを申立人に確認したと主張しており、申立人からこれに対する反論は示されていないことから、当審査会としても上記の性格の研修が本件請求の対象であることを前提に判断する。また、開示請求書には「研修資料」と記載されていることから、請求対象は、対象となった研修の日程、内容等の概要が記載された文書及び研修での配付資料であると解するのが相当である。秘書課職員が、市長会主催の研修会以外に秘書課の職務に関連した研修に参加したことをうかがわせる事情は見当たらず、また、文書1-3及び文書2以外に研修会の日程、内容等の概要が記載された文書又は配付資料が存在すると推認させる事情も認められないことから、実施機関がこの請求に対して文書1-3を特定したことは妥当である。

(3) 情報公開条例第7条第2項第3号の該当性について

ア 情報公開条例第7条第2項第3号では、「法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。・・・ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができる」と規定している。

イ 実施機関は、文書2は、研修事業者にとって経営の根幹にかかわる研修実施に関する様々なノウハウが含まれており、開示することにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、本号アに該当するとして非開示としている。

ウ 当審査会で文書2を見分したところ、文書2はその記載内容から、表紙、研修会の参加者名簿（以下「参加者名簿」という。）、研修会の日程、スケジュール等が記載された文書（以下「日程等に係る文書」という。）及び研修内容に係る文書の4つに分類できることが認められた。そこで、この分類した部分ごとに本号の該当性を以下検討する。

エ 表紙には、研修事業者名、配付資料表題及び秘書課からの参加職員の氏名が記載されている。研修事業者名は文書1 - 3により既に開示されており、また、その他の情報についても研修事業者のノウハウを含む情報とは言えず、これを開示しても研修事業者の権利利益を侵害するおそれがあるとは言えない。

オ 参加者名簿には、神奈川県下の市名、各市の平成17年度及び平成18年度の研修会への職員の出欠状況並びに出席の場合は参加者の所属・職名、氏名及び秘書主管課（室）在職年数（以下「在職年数」という。）並びに市長会事務局職員の職名及び氏名が記載されていることが認められる。研修会の参加者は研修事業者と取引関係にある者とは言えず、また、市長会が研修事業者をして研修を実施していることは既に開示されている文書1 - 3により明らかであるから、これらの情報を開示しても研修事業者の権利利益を侵害するおそれがあるとは言えない。

カ 日程等に係る文書には、既に開示されている文書1 - 3とほぼ同様の内容が記載されていることから、これを開示しても研修事業者の権利利益を侵害するおそれがあるとは言えない。

キ 研修内容に係る文書は、ワークシートを中心として構成されており、研修の要点が予め印刷されているものや研修の項目のみ印刷されており参加者が書き込む体裁になっているものなどがある。また、文書全体に渡って秘書課の参加職員が研修内容についてメモを記載していることが認められる。したがって、この文書には研修事業者がどのような資料を用いてどのような手法で研修を実施しているのかなど、研修事業の根幹に関わるノウハウが含まれていると認められ、これを開示すると、当該法人の権利利益を侵害するおそれがあると言える。

ク 以上のとおり、文書2のうち、表紙、参加者名簿及び日程等に係る文書は本号に該当せず、研修内容に係る文書は本号アに該当する。

(4) 情報公開条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 情報公開条例第7条第2項第2号では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別する

ことができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については開示しないことができると規定している。また、同号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」及び「ウ 当該個人が公務員・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、本号本文に規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 実施機関は、文書2について情報公開条例第7条第2項第3号の該当性のみ主張しており、本号の該当性を主張していないが、当審査会は、文書2のうち参加者名簿及び日程等に係る文書について、次のように判断する。

ウ まず、参加者名簿及び日程等に係る文書に記載された参加者の所属・職名、氏名及び在職年数、市長会事務局職員の職名及び氏名並びに研修会講師の氏名は、個人に関する情報であり特定の個人を識別することができる情報であることから本号本文に該当する。

エ 次に、本号ただし書の該当性について検討する。

(ア) 秘書課職員の情報について

秘書課職員は業務として研修会に参加していることから、当該職員の所属・職名については本号ただし書ウに、当該職員の氏名については職員録において既に公にされている情報であるため本号ただし書アにそれぞれ該当する。しかし、在職年数は、職員の経歴に関する情報であり、職員録等によって公にされている事情も見当たらないことから本号ただし書アに該当せず、また、ただし書イ及びウにも該当しない。

(イ) 本市以外の市から参加した職員の情報について

本市以外の市から参加した職員の情報のうち所属・職名は、(ア)と同様に本号ただし書ウに該当する。当該職員の氏名について、当審査会で本市以外の市のうち研修会の参加者がいる市の情報公開に関する条例を調査したところ、茅ヶ崎市及び大和市以外の市では、条例の条文上、公務員の職務遂行に係る情報のうち当該公務員の氏名は開示することとされていることが認められた。また、茅ヶ崎市及び大和市においても条例の運用上、職員の職務遂行に係る情報のうち当該職員の氏名は開示する取扱いをしていることが確認された。したがって、

本市以外の参加者の氏名は本号ただし書アに該当する。一方、本市以外の参加者の在職年数については、一般に公にされている事情は認められないことから本号ただし書アに該当せず、また、ただし書イ及びウにも該当しない。

(ウ) 市長会事務局職員の情報について

市長会事務局職員は本号ただし書ウにある「公務員等」に当たらず、また、当該職員の職名及び氏名が一般に公にされている事情も認められないことから、これらの情報は本号ただし書のいずれにも該当しない。

(I) 研修会講師の情報について

研修会講師の氏名は、本号ただし書のいずれにも該当しない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件請求に対し、文書 1 - 1 から文書 1 - 3 までを特定し、開示とした決定は、妥当である。

また、実施機関が、文書 2 を非開示とした決定のうち、別表に掲げる部分を情報公開条例第 7 条第 2 項第 3 号に該当するとして非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 池田陽子、委員 高見沢 実

別表 実施機関が非開示とした情報のうち、当審査会が開示すべきと判断した部分

文書名	開示すべき部分
文書 2 の表紙	全て
文書 2 のうち参加者名簿	参加者の在職年数並びに市長会事務局職員の職名及び氏名の欄を除いた全て
文書 2 のうち日程等に係る文書	講師の氏名並びに市長会事務局職員の職名及び氏名を除いた全て

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年6月27日	・実施機関から諮問書及び処分理由説明書を受理
平成20年7月4日 (第61回第三部会) 平成20年7月9日 (第129回第二部会)	・諮問の報告
平成20年8月6日 (第131回第二部会)	・審議
平成20年8月26日 (第132回第二部会)	・審議
平成20年8月28日 (第130回第一部会)	・諮問の報告
平成20年9月10日 (第133回第二部会)	・審議
平成20年9月29日 (第134回第二部会)	・審議
平成20年10月10日 (第135回第二部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成20年10月24日 (第136回第二部会)	・審議
平成20年11月14日 (第137回第二部会)	・審議